

クレールシエルメンバーシップ規約

第1章 総則

第1条 (メンバーシップ規約)

本規約は、東海東京証券株式会社（以下、「当社」といいます。）が運営するクレールシエルメンバーシップ（以下、「本メンバーシップ」といいます。）が提供するサービス（本メンバーシップのサービス提供のため当社が提携している会社を紹介するサービスを含み、以下、「本メンバーシップサービス」といいます。）に関して、本規約第3条に定める会員（以下、「会員」といいます。）に対し適用されるものとします。

第2条 (メンバーシップ規約の変更)

本規約は、法令の変更もしくは監督官庁の指示、当社が必要と認めたとき、またはその他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、書面の送付、電子メールの送信その他の相当の方法により周知します。

第2章 会員

第3条 (会員)

- 本規約における会員とは、当社に証券総合取引口座があり、本規約に同意の上、当社所定の申し込みを行い、本規約第4条に基づいて当社が定める基準（以下、「入会基準」といいます。）を踏まえて当社が入会を承認した個人をいい、いかなる形態であっても会社、団体での会員の入会資格は認められません。また、同一名義による複数の申し込み、架空名義、他人名義等による申し込みもできません。
- 会員は次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しない者に限定します。
 - 自らまたは自らの家族が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等または、その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）であること
 - 自らが勤務または経営する企業が、暴力団員等に支配されていると認められる関係を有すること
 - 自らが勤務または経営する企業の経営に、暴力団員等が実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自らまたは第三者が、不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 自らまたは自らの家族が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - 日本証券業協会が定める「反社会勢力」であること
- 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わない者に限定します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 本メンバーシップの会員は、本規約第4条第1項に定める「本会員」、および、同条第2項に定める「家族会員」とします。

第4条 (入会)

- 本メンバーシップの本会員の入会基準は、預り残高の条件その他の当社が定める基準とします。
- 本メンバーシップの家族会員の入会基準は、前項の入会基準を満たす本会員が利用する「予約型代理人取引」の代理人登録者であることその他の当社が定める基準とします。
- 本メンバーシップに入会を希望する場合は、当社所定の入会届出を行うものとします。

第5条 (譲渡禁止)

会員は、自己の有する本メンバーシップサービスの利用権利を第三者へ貸与、譲渡、質入その他の処分をすることはできないものとします。

第6条 (有効期限)

会員の資格の有効期限は、入会の手続きが完了した日から1年が経過した後に最初に到来する3月末日とし、当該有効期限において当社所定の更新基準を満たした場合は1年間の更新とします。以後、毎年3月末日を有効期限とし、当該有効期限において当社所定の更新基準を満たした場合は、同様に1年間の更新とします。

第7条 (退会)

- 会員が退会する場合は、当社所定の退会届出を行うものとします。
- 前項の定めに関わらず、会員が次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合は自動的に退会となります。
 - 本会員について、資格更新日（入会手続きが完了した日から1年経過後に最初に到来する3月末日を初回とし、以後毎年3月末日をいいます）において、当社が定める預り残高の条件を満たしていないことを確認した場合
 - 家族会員について、本会員が退会により会員資格を喪失した場合
 - 本規約第3条第2項各号のいずれかに該当することまたは同条第3項の各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合
 - 本規約第9条または第10条に定める禁止行為を行った場合

- ⑤ 本規約に違反した場合
- ⑥ 相続事由が発生した場合
- ⑦ その他当社が会員としての資格喪失事由に該当すると判断した場合

第3章 会員の義務

第8条 (自己責任の原則)

1. 会員は、本メンバーシップを通じて発信する情報につき一切の責任を持ち、本メンバーシップに何らの迷惑または損害を与えないものとします。
2. 本メンバーシップサービスの利用に関連し、会員が他の会員もしくは第三者に対し損害を与えた場合、または他の会員もしくは第三者と紛争を生じた場合、当該会員は自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、当社は何らの責任も負わないものとします。

第9条 (営利目的利用の禁止)

会員は、自らまたは自らが所属もしくは関係する企業または団体の営業活動ならびにその他営利の目的のために、本メンバーシップサービスを利用することはできないものとします。

第10条 (その他の禁止事項)

前条の他、会員は次の各号の行為を行わないものとします。当社は、これらの行為に該当する事実を認めた場合、当該会員、または全会員に対して、本メンバーシップサービスの提供を制限または中止することがあります。

- ① 法令・条例・本規約・利用規約等に違反する行為
- ② 当社または本メンバーシップの情報・データを改ざん、消去等する行為
- ③ 前各号の他、法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為、本メンバーシップの運営を妨害する行為、当社もしくは本メンバーシップの信用を毀損し、もしくは当社もしくは本メンバーシップの財産を侵害する行為、または、第三者、当社もしくは本メンバーシップに不利益を与える行為
- ④ その他、当社が会員として不適切と判断する行為

第4章 運営

第11条 (本メンバーシップサービスの内容等の変更)

1. 当社は、会員への事前の通知、承諾なくして本メンバーシップの諸条件、規約等、本メンバーシップサービスの内容、名称等を変更することができ、会員はこれを承諾するものとします。この変更には、本メンバーシップの内容、名称に関する全部または一部の改廃等を含みます。
2. 前項に基づく変更については、書面の送付、電子メールの送信その他当社が適切と判断する方法により、当社が会員に通知するものとします。

第12条 (本メンバーシップサービスの一時的な中断)

1. 当社は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく、一時的に本メンバーシップサービスを中断することができるものとします。
 - ① 本メンバーシップサービス運営上のシステム、ソフトウェアなどの保守を緊急に行う場合
 - ② 火災、停電または地震、噴火、洪水、津波等の天災地変により本メンバーシップサービスの提供ができなくなった場合
 - ③ 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等により本メンバーシップサービスの提供ができなくなった場合
 - ④ システムに負荷が集中した場合、またはセキュリティ上の問題があると当社が判断した場合
 - ⑤ その他、運用上または技術上の事由により、当社が本メンバーシップサービスの一時的な中断が必要と判断した場合
2. 当社は、前項各号のいずれかの事由により本メンバーシップサービスの提供の遅延、または中断が発生し、これに起因して会員が被った被害について一切の責任を負わないものとします。

第13条 (本メンバーシップサービスの提供の中止)

1. 当社は、書面の送付、電子メールの送信その他当社が適切と判断する方法で会員へ通知した上で、本メンバーシップサービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
2. 当社は、本メンバーシップサービスの提供中止の際、前項の手続きを経ることで、中止に伴う会員または第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

第14条 (本メンバーシップサービスの運営の委託)

当社は、本メンバーシップサービスの運営を、当社が指定する第三者に一部または全部を委託する、または当社が提供できないサービスを提供する会社を会員へ紹介することができるものとします。

第15条 (本メンバーシップサービスの諸費用等)

1. 本メンバーシップの入会に際し、入会費および年会費の負担はありません。
2. 会員が希望される特定の本メンバーシップサービスの利用によっては、会員は当社、提携先および前条の委託先・紹介先からのサービス提供にかかる費用の一部をご負担いただく場合があります。

第5章 損害賠償等

第16条 (免責)

当社は、本メンバーシップの利用により発生した会員の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む）、および本メンバーシップサービスの提供の遅延または中断等の発生の結果、会員または第三者が被った損害等に対し、当社の責めに帰すべき事由が存する場合を除き、何らの責任も負わないものとします

第6章 会員情報の利用

第17条 (会員情報の取扱い)

- 当社は会員から取得した個人情報を、次の各号の目的で利用します。個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、この範囲を超えて個人情報を利用することはありません。
 - 本メンバーシップサービス提供のため
 - 当社提携先が取り扱う商品、サービス、特典その他おすすめ情報等のご案内のため（書面の送付、メールマガジン、窓口におけるご案内等）
 - 当社提携先が取り扱う商品、サービス等に関するマーケティング活動（アンケート調査、キャンペーン、プレゼント発送、利用動向分析等）のため
 - その他、サービス提供を適切かつ円滑に履行するため
- 当社は、法令等により許容されている場合または会員の同意を得た場合を除き、会員から取得した個人情報を第三者に提供しないものとします。
- 当社は、本条に定める利用目的の実施に必要な範囲で、適切な保護措置を講じた上で、個人情報の取扱いを第三者に委託することができるものとします。
- 当社は、①の情報を含む会員による本メンバーシップサービスの利用にあたり取得した情報（以下、「利用情報」といいます。）について、②の目的で、継続的に、当社において使用し、または③の提供先に提供することができるものとします。なお、当社は、利用情報の提供にあたり、当該利用情報から特定の個人を識別できないよう匿名化処理を行うものとします。
 - 主な利用情報
当社提携先が提供するサービスの利用履歴（利用サービス内容、利用日時、利用金額等）
 - 利用目的
本メンバーシップサービスならびに当社提携先の提供するサービスの改善、充実のため、当社提携先の新サービスの検討、実施ならびに本メンバーシップサービス基盤の改善・整備実施のため
 - 提供先
当社提携先
 - 提供方法
書面もしくは電磁的な方法による送付または送信、口頭（電話等を含む）
- その他、当社の情報保護に対する取り組みについては、当社ホームページ（<https://www.tokaitokyo.co.jp/>）上に記載した「個人情報保護方針」をご参照ください。

第7章 その他

第18条 (信義誠実の原則)

当社と会員の間が生じた紛争等は信義誠実の原則に従い、円満に解決を図るものとします。

第19条 (準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第20条 (専属的合意管轄裁判所)

当社と会員の間で本規約につき訴訟の必要が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

(2025年7月29日現在)